石綿対策全国連絡会議

代表委員 山口 茂記 (自治労労働局長)

佐藤 正明 全建総連書記長)

富山 洋子 (日本消費者連盟代表運営委員)

天明 佳臣 全国安全センター議長)

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Z ビル5 階 PHONE 03 3636-3882 FAX 03 3636-3881

Email:banjan@au.wakwak.com

URL: http://park3.wakwak.com/ banjan/

(連絡担当:事務局長 古谷杉郎)

アスベスト対策に関する質問状

貴下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

私たちは1987年の設立以来、発がん物質アスベストの危険性の啓蒙と市民や労働者の取り組みの支援、アスベストによる健康被害の掘り起こし、そして、日本におけるアスベスト禁止の早期実現と総合的対策の確立に向けて、様々な取り組みを進めてきました。

6月末以来1か月以上、日本のメディアが「アスベスト」を取り上げない日はないという状況が続きました。アスベスト(含有製品)を製造ないし取り扱ってきた企業のなかで、あまりにも多くの労働者がアスベスト曝露による中皮腫、肺がん、石綿肺等の重篤な疾病に罹患し、亡くなってきたという事実が「初めて」ひろく国民に明らかにされたのです。そればかりでなく関連事業場で働いていた労働者の家族や近隣に住んでいた住民にもアスベスト曝露が原因と考えられる被害が発生しており、誰もが「アスベスト過」の被害者となり得る可能性があるという事実を突きつけられたことが、「アスベスト・パニック」とも呼ぶべき現象を引き起こしたものと考えられます。

私たちは7月26日に、いま世論に押されるようなかたちで、各省庁が…ごく短期間のうちに過去の検証及び今後の 総合対策を確立』しようとしていることに、再びその場しのぎの対応に終わってしまうのではないかという強い危機感」を感じ、「アスベスト問題に係る総合的対策に関する提言」を発表し、内閣総理大臣に提出しました。(http://park3.wakwak.com/ banjan/050726teigen.htmを参照してください)。

そこでは、緊急を要する課題については、省庁の管轄や既存のどの法令や制度で対応するか等を論ずる以前に、まず確固たる決断を示すことが何より
土重要であると考えます。そのうえで、腰を据えて真に体系的な総合的対策を確立するよう強く勧告」しています。

7月29日には、アスベスト問題に関する関係閣僚による会合が開かれ、「アスベスト問題への当面の対応」が取りまとめられました。率直に言って、重要な決断は先延ばしてされ、全般的に必要とされる新たな施策を打ち出そうとする姿勢に乏しく私たちが提言した「総合的対策」の確立が果たしてなされるのだろうかという不安をいだかざるを得ません。

また、対策を有効に進めるためには、患者と家族、労働者、市民のエンパワーメント 知る権利 』 参加する権利 』 等を確保 し、あらゆるレベルで国や地方自治体、企業等を含めた関係者とのリスクコミュニケーションを通じて対策の確立及び実施を図ることが不可欠」と指摘した点が、いまだに顧みられていないことも不信感を増大させる結果となっています。

いまほど、将来を見据えたアスベスト問題に係る総合的対策の確立に向けて、国会と政府のリーダーシップが求められているときはありません。私たちは、この問題は、すべての政党が思想信条を超えて一丸となって取り組むべき課題であると確信しています。

ぜひとも、以下の質問事項に対する、貴党のご見解をお聞かせください。ご回答は、私どものホームページ等において公表させていただきます。

ご多忙中のところまことに恐縮ですが、ご回答は、8月31日までに、郵送、FAX またはEmail でいただきますよう、よろしくお願いいたします。

質問事項

1. 住民被害者等に対する補償制度の確立」について、どのようにお考えですか?

環境曝露、家族曝露等によるアスベスト関連疾患等、現在補償制度のない被害者に対する補償制度を確立するという政治的決断がなされるかどうかは、国民のもっとも注目している問題のひとつです。まさに何も知らないうちに殺人粉じんにさらされたこれらの被害者が、償いを受けることもできないという状況が放置されてよいはずがありません。 省庁の管轄や既存のどの法令や制度で対応するか等を論ずる以前に、まず確固たる決断を示すことが何より注重要」であるという点がもっとも強調されるべき課題です。

2. 時効問題の立法的解決」について、どのようにお考えですか?

6月末以降、私たちの関連団体に寄せられた相談のなかで、すでに請求権が時効により消滅しているため労災保険給付請求が行えないという事例が百件を超えており、政府等が設けている相談窓口で、このような事例にどのように対処されているかということも気掛かりです。アスベストの危険性について知らされないまま、十分な対策がとられなかった結果として、長い潜伏期間の後思いもよらぬ重篤な疾病に苦しめられることとなり、しかも労災請求ができるということすら誰からも知らされてこなかった被災者・家族に対する補償が、時効」を盾にして排除されるようなことがあってはなりません。立法的解決が早急に必要とされています。

3. 中皮腫登録制度の創設」について、どのようにお考えですか?

一連の報道によって 中皮腫」というアスベスト曝露に特異的な疾病がひろく知られるところとなりましたが、臨床現場の認識や体制は立ち遅れています。中皮腫の罹患状況を把握するだけでなく その診断をより確実なものとするとともに、より効果的な治療法等の開発・普及に寄与し、また、職業曝露や環境曝露との関わり等についてより一層の知見を得ることから今後の対策につなげること等を目的としたものとして、中皮腫登録制度の創設を提言します。

4. 健康管理手帳と労災補償制度の改善」について、どのようにお考えですか?

労働安全衛生法に基づく一定の発がん物質曝露者の離 退職後の健康管理を目的とした健康管理手帳制度については、 交付対象者をハイリスク作業に(常時」か否かにかかわらず) か月以上従事した者に拡大し、 本人の申請によらず事業者の責任で交付手続をするようにし、 上記を過去の離 退職者についても遡及適用すること。また、 手帳所持者が無料で健診を受けることのできる医療機関を全ての医療機関に拡大して、 健診項目にCT等を加えること。

労災補償に関しては、中皮腫の診断等に疑義がある場合に、死亡するのを待って(!)剖検で確認すればよいとばかりに、せめて生存中に支給決定をという被災者や家族の願いを踏みにじるような姿勢をとる事例がでてきており、このような対応を直ちに是正すること 胸膜肥厚斑 (プラーク) や石綿小体・繊維が認められない事例であっても、石綿曝露が確実な場合には補償対象とすること。 以上は実行可能で、かつ、その効果が期待できることから、速やかに改善することを望みます。

5. 住民の疫学調査の実施」について、どのようにお考えですか?

すでに工場近隣住民に5例の中皮腫が報告されているクボタ旧神崎工場は、相対的により毒性の強い青石綿 (クロシトライト)を、規制のない時代を含めて、大量に使用してきた等という事実において、ひとつの典型例だと考えられます。まずは同工場周辺住民を対象に、環境曝露の広がりを確認するための適切な疫学調査を実施し、それに基づいてハイリスク住民曝露者の健康管理のあり方を検討する必要があると考えます。

6. 発がん物質としての規制対象範囲の整合化」について、どのようにお考えですか?

わが国で原則禁止を導入した労働安全衛生法令は、アスベストを1%を超えて含有する製品等を規制の対象としていますが、それより進新しく制定された化学物質管理促進法では、発がん物質規制は0.1%が現在の国際的基準」であるという根拠を示して、アスベストについても0.1%を超えて含有する製品等を規制の対象としています。両法が、同じ化学物質等安全データシート(MSDS)という仕組みを企業に課しながら、規制対象範囲に差があることは混乱のもとともなっています。より完全な全面禁止の実現という観点からも、規制対象範囲について0.1%基準で整合化を図るべきと考えます。

7. 建築物等の解体等に対する規制の整合化」について、どのようにお考えですか?

使用等を禁止した後のアスベスト対策の中心的課題が、建築物等に使用されている既存アスベストの解体等作業に対する規制にあることは間違いありません。関連する現行法令としては、労働安全衛生法が作業を行う労働者の健康障害防止の観点から、大気汚染防止法が住民・環境対策の面から一定の規制をかけ、解体等の結果としてのアスベスト含有廃棄物の処理については、廃棄物処理法がカバーしています。これらの法律は、重なる面を多々持ちつつ、またいずれも、飛散性の高いアスベスト含有建材等/廃棄物」に関してより厳しい規制をかけながら、整合性を欠いているのが現状です。また、解体等作業における対策の実効性を確保するためには、建設リサイクル法も整合性をもって関与する必要性があります。さらに、既存アスベストの所在の把握と計画的な除去を安全かつ

確実に行っていくためには、建築基準法やビル管理法等の関与も不可欠です。これら関連する法令の整合化を図り、かつ、遵守の実効性を確保する措置を講ずることは当然のことではないでしょうか。これは本来、石綿障害予防規則の施行に合わせて当然行われていなければならなかったはずの作業であり、縦割り行政の弊害を早急に是正する必要があります。

8. 関連情報の開示と永久保存」について、どのようにお考えですか?

関連企業によるアスベストによる被害や使用状況等に係る情報の開示が続きましたが、元労働者や住民への注意喚起やリスクコミュニケーションの促進に資するという点で、クボタが住民被害者に開示した内容と比べても全く不十分であり、最低限クボタ並みの情報の開示が必要です。アスベストを含有する吹き付け等の施工箇所や商品の流通等に関する情報等の開示も求められ、また、これらの情報が廃棄されたり、散逸することのないようにする必要があります。時効との関連等で、医療機関におけるカルテの保存についても同様です。国が自ら保有する情報についてそうした措置をとるだけでなく地方自治体や企業等に対して関連情報の永久保存と開示を義務づけることが重要です。

9. 特別立法を含めた総合対策の確立」について、どのようにお考えですか?

いまこそ、全面禁止の早期実現、健康被害対策、既存アスベスト対策、海外移転の阻止・地球規模での解決、予防原則の教訓を引き出すための歴史の検証等、を柱とした、文字どおり総合的対策」の確立が図られなければなりません。

そのためには、縦割り行政や既存の関係法令の隙間になって、取りこぼされる課題を残さないためにも、アスベスト対策基本法ないし特別措置法の制定が不可欠であると考えます。

10. 国の窓口の一本化、患者・家族、NPO等の代表が参加する継続的取り組み」について、どのようにお考えですか?

縦割り行政の弊害を排除するためには、たんに関係閣僚や省庁の連絡会議を設けるだけでは不十分であることは、過去のアスベスト対策の歴史的経過からも明らかであると考えます。この際、国のアスベスト総合対策の窓口を内閣府内に定め、国の窓口を一本化するとともに、強力なリーダーシップを発揮する体制をつくる必要があると考えます。

同時に、対策を有効に進めるためには、患者と家族、労働者、市民のエンパワーメント 知る権利 』 参加する権利 』 等を確保 し あらゆるレベルで国や地方自治体、企業等を含めた関係者とのリスクコミュニケーションを通じて対策の確立及び実施を図ることが不可欠」です。

国の窓口の一本化・強力なリーダーシップ体制と、患者・家族やNPO等の代表の参加は、不可分のものであり、合わせて、一過的、場あたり的な対策に終わらせずに、継続的な取り組みを保証する体制を、いまつくることの重要性を強調したいと思います。